

第31回たかとり城まつり フリーマーケット出店者同意事項

■すべての皆様へ

- 当日出店受付時に、1区画（2m×1m）につき、町内2,000円、町外3,000円の協力金を申し受けます。自前確保地にお店を出される場合でも1区画分の協力金をお願いいたします。
- 駐車場は、一般参加の方には、1団体に1台分の駐車スペースを割り振ります。自前確保地で出店される方は、駐車スペースもご自身での確保をお願いします。
- 設営は、区画からはみ出ないようにお願いします。
（派手な看板や設置物等、城まつりの雰囲気を壊すような物は不可です）
- 出店にあたり加熱器具を使用される団体にあつては、各自消火器をご用意ください。消火器の準備・有効期限を、当日受付時に確認します。確認できない場合は、出店を堅くお断りします。また、城まつり開催中は消防署による確認があります。また機器や燃料の取扱い方法を熟知し、適正使用及び遵法使用ができる体制を整えてください。
- その他、城まつり実行委員の指示がある場合は、従ってください。

■食料品を販売される皆様へ

- 生鮮食品の販売は禁止します。
- 販売する食品については、催し日の当日に会場で調理・加熱のうえ販売してください。食中毒の原因になりやすい食品（弁当・サンドイッチ・にぎり寿司）の調理・加工・販売は避けてください。
- 当日調理できない食品（加工品）については、製造許可を得ている加工施設で調理（加工）し、販売してください。包装容器等に入れずに販売する場合は、基本的に当日調理（加工）しなければなりません。
- 包装容器等に入れて販売する場合は、JAS法で定められた「品質表示ラベル」と容器包装リサイクル法で定められた「容器包装識別表示ラベル」を貼ってください。
- 包装容器等に入れずに販売する場合は、上記表示の必要はありません。ただし、販売する食品に“アレルギー食材”が含まれている場合は、購入される消費者にわかるよう表示してください。
- その他、食品衛生法並びに関連法規を遵守して下さい。

（第31回たかとり城まつり版）

誓約事項

令和元年度の「たかとり城まつり」における出店に際し、関係法令とともに次に掲げる事項を遵守し公序良俗に反しないことを誓約します。

この誓約書並びに法律、政令、条例及び規則に違反した場合は、出店を差し止められ又は制限を受ける等いかなる処分を受けても異議ありません。

- ・代表者は出店に関する全ての行為について、関係法令の定めるところにより全ての責任を負います。また、暴力団との関係を調査するために警察への情報提供に同意いたします。
- ・下記の事項のいずれにも該当しないことを誓約いたします。
 - (1) 代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定される暴力団又は暴力団員である
 - (2) 代表者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
 - (3) 代表者が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
 - (4) 代表者が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしている
 - (5) 代表者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している
 - (6) 出店暴力的な要求行為を行う
 - (7) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う
 - (8) その他前各号に準ずる行為を行う
- ・安全管理に万全を尽くし、火気の使用、車両運行について城まつり実行委員会の指示に従い事故の未然防止に努めます。
- ・出店の場所については城まつり実行委員会の指示に従い、異議を申しません。
- ・出店に際し、施設、物品等を滅失又は破損した場合は速やかに報告するとともに、これを原状回復し又は破損などを賠償します。
- ・出店及びこれに関して発生した費用等はすべてこれを負担します。天候等の事情により、城まつり実行委員会がイベントを中止または内容等を変更した場合も同様とし、これによって発生した費用損害等について一切城まつり実行委員会に請求いたしません。
- ・その他、城まつりへの出店に関しては、城まつり実行委員会の指示に従います。

(第31回たかとり城まつり版)